

羽咋市省エネリフォーム補助金交付要綱をここに公布する。

令和5年3月31日

羽咋市長 岸 博一

令和5年3月31日告示第38号

羽咋市省エネリフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、既存住宅の省エネ化を推進することにより、市民の居住環境の向上や環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次の全てに該当する既存住宅をいう。

ア 現に居住の用に供しているもの又は補助事業の完了後、居住の用に供する予定のあるもの。

イ 一戸建てのもの。ただし、併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であるもの。

ウ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物にあっては、耐震基準を満たしているもの又は補助金完了実績報告時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了しているもの。

エ 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有するものでないもの。

オ 道路に面して危険なブロック塀等がないもの。

(2) 省エネ基準 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4の基準をいう。

(3) ZEH基準 日本住宅性能表示基準における断熱性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6の基準をいう。ただし、再生可能エネルギーの利用は要件としない。

(4) BELS 建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。

(5) 設備の効率化に係る工事 住宅の暖房設備、冷房設備、機械換気設備、照明設備や給湯設備等の高効率化に資する工事をいう。

(6) 省エネ改修工事 開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事をいう。

(7) JIS 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 住宅の所有者（所有する予定の者を含む。ただし、所有者の親、配偶者又は子である者等、市長が特に必要と認める者については、この限りではない。）又は居住者（居住する予定の者を含む。）

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 暴力団（羽咋市暴力団排除条例（平成24年羽咋市条例第2号）第2条第1号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではない者、かつ、暴力団又は暴力団員と関係を有していない者
(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が住宅に行う省エネ改修工事のうち、別表1に定めるものであって、工事後の住宅が省エネ基準又はZEH基準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの(取得予定であるものを含む。)とする。

2 前項の省エネ改修工事は、次の各号に該当するものとする。

(1) 改修前の状態で省エネ基準を満たす住宅の場合にあっては、ZEH基準への改修を行うもの

(2) 改修前の状態で省エネ基準を満たさない住宅の場合にあっては、省エネ基準又はZEH基準への改修を行うもの

3 同一の補助対象の住宅に行う補助は、1回を限度とする。

(補助対象経費及び補助限度額)

第5条 補助対象経費及び補助限度額は、別表2のとおりとし、補助金の額は補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、交付申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の交付を受けようとする補助対象者は、省エネリフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に、別表3に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 市長は、前条第2項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、省エネリフォーム補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定内容の変更等)

第8条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ省エネリフォーム補助金変更等承認申請書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、省エネリフォーム補助金変更等承認通知書(様式第7号)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の交付の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助交付取消通知書により補助事

業者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、省エネルギー補助金完了実績報告書(様式第8号)に、別表3に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、第8条第1項の交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、省エネルギー補助金交付額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の額の確定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、額の確定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金額確定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求等)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定による通知を受けたときは、省エネルギー補助金交付請求書(様式第10号)により市長へ補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(返還)

第14条 市長は、第12条の規定により補助金の額の確定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(報告、調査及び検査)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

第16条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事部位	工事種別	備考
窓	ガラス交換	既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。
	内窓設置	既存窓の内側に新たに窓を設けるもの又は既存の内窓を交換するものをいう。
	外窓交換	既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。
ドア	ドア交換	既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事部位
外壁
屋根・天井
床

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別	備考
太陽熱利用システム ※1	強制循環式のもので、J I S A 4 1 1 2に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、J I S A 4 1 1 3に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
高断熱浴槽※1	J I S A 5 5 3 2に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯機※2	カタログ等により以下の要件を満たすことが確認できること。
電気ヒートポンプ給湯機	J I S C 9 2 2 0に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3. 0以上（ただし寒冷地仕様は2. 7以上）であること。
潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が9 4%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が8 3. 7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が9 4%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が8 1. 3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、7 4. 6%以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（J G K A S A 7 0 5）が1 0 2%以上であること。

燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 (燃料電池発電ユニットの後付けも可。)
節湯水栓※3	J I S B 2 0 6 1に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
コージェネレーション設備※2	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 (燃料電池発電ユニットの後付けも可。) ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJ I S基準J I S B 8 1 2 2) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準L H V基準) で8 0%以上であること。
蓄電池	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
L E D照明	工事を伴うものに限る。

- ※1 設置を行った設備の種類毎に1台/戸を補助対象とする。
- ※2 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、コージェネレーション設備のいずれかの1台/戸を補助対象とする。
- ※3 設置を行った台数分を補助対象とする。

別表2（第5条関係）

適合させる基準	補助対象経費	補助限度額
省エネ基準	住宅の省エネ改修工事に係る費用	300千円
ZEH基準	住宅の省エネ改修工事に係る費用	700千円

備考

次に掲げる金額は、対象経費から除くものとする。

- (1) 国、県、市町村その他の補助制度を併用する場合は、当該補助額
- (2) 省エネ改修と関連性のない改修等に要する経費

別表3 (第6条、第10条関係)

交付申請添付書類	完了実績報告添付書類
1 申請者の住民票の写し	1 事業費の支払いを証明する書類
2 補助対象事業費の内訳 (様式第2号)	2 補助対象事業費の内訳 (様式第2号) (変更があった場合)
3 工事請負契約書の写し	3 本事業の建物性能要件を満たしていることを証明する各種第三者機関の証明書等 (BELS評価書等) の写し (交付申請時未取得であった場合)
4 見積書の写し	4 対象の工事内容が分かる図面等 (変更があった場合)
5 本事業の建物性能要件を満たしていることを証明する各種第三者機関の証明書等 (BELS評価書等) の写し	5 外観、内観、補助対象工事各部の写真
6 対象の工事内容が分かる図面等	6 国、県、市町村その他の補助制度の額確定書の写し (他補助金と併用する場合)
7 所有者の同意書 (様式第3号)	7 耐震性能証明書 (様式第4号) (交付申請時において昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、交付申請時に耐震基準を満たしていない場合)
8 耐震性能証明書 (様式第4号) (昭和56年5月31日以前に着工された住宅で耐震基準を満たしている場合)	8 大気汚染防止法第18条の23の規定に基づく特定粉じん排出等作業の結果の報告書の写し
9 耐震改修工事前の耐震診断結果、耐震改修工事予定の耐震診断結果及び補強計画図等又はこれに代わるもの (昭和56年5月31日以前に着工された住宅で耐震基準を満たしていない場合)	9 その他市長が必要と認める書類
10 大気汚染防止法 (昭和43年6月10日法律第97号) 第18条の15第6項の規定に基づく石綿事前調査結果報告書の写し	
11 その他市長が必要と認める書類	